

ボランティア保険を考える

調査研究部 松吉 夏之介

○身近となったボランティア活動

東日本大震災で被災された方々を支援するために、多くのボランティアが活躍している。炊き出しや清掃、街頭での募金の呼びかけ、救援物資の仕分け・配送など、ボランティア活動に携わる様々な人々がメディアを通じて映し出されている。彼らは自らの余暇等を利用して、「いてもたってもいられない」気持ちで被災地へ駆け付けている。日本人が本来持っている「分かち合い・助け合い」の意識が、はっきりした形となってあらわれているように思える。今日において、ボランティア活動は敷居の高い特別なものではなく、多くの人が積極的に参加できる身近な活動として、その裾野は広がっている。

ボランティア活動が広く社会に認知された契機は、1995年（平成7年）の阪神淡路大震災におけるボランティアの活躍にあったといわれている¹⁾。突発的な巨大災害によって行政機能が麻痺した状況のなか、学生や会社員等の多くの人々が全国から駆け付け、復興への大きな原動力となった。以降も多発する集中豪雨や地震などの自然災害に際し、全国から集まったボランティアの姿が、今日のボランティア活動に対する意識を高めてきたといえるだろう。

また一方で、被災地へ駆け付けた大勢のボランティアと地元ニーズとの調整やボランティアのリスクマネジメントといった、ボランティアをコーディネートすることの重要性も

認識され、ボランティアの後方支援を行うボランティアセンター²⁾やNPO等のボランティア団体（ボランティア活動の支援団体を含む）も全国各地で設立された。

○活動リスクに備えるためのボランティア保険

ボランティア活動が身近なものとなった現在、ボランティアの活動リスクに備える有効な手段としては「ボランティア保険」への加入が考えられる。

ボランティア保険は、損害保険会社・共済団体がボランティア向けに用意する、傷害保険と賠償責任保険をセットした団体扱い商品である。商品内容自体に目新しさはないが、補償対象をボランティア活動中に限定している点で社会貢献的な意味合いの強い商品といえる。

日本で最初のボランティア保険は、1977年（昭和52年）に誕生した、全国社会福祉協議会が加入窓口および契約者となる『ボランティア活動保険』である。子供会のハイキング行事に参加した児童が溺死する事故が起き、その両親が引率者らに対して損害賠償を求め提訴した事件がその発端となった。善意のボランティアに対して法的責任が追及されたことが直接の契機となって、全国社会福祉協議会と損害保険会社（当時のN火災社）の協力のもとで開発されたのである。

1) 1995年以前にも、主に社会福祉の領域においては公益的な市民活動は行われていた。例えば、1980年代には、地域住民による高齢者のための「在宅福祉サービス」が展開され、90年代には、企業による社会貢献活動が社会の注目を集め、「ボランティア休暇」を導入する企業も現れている。

2) ボランティア活動を推進する専門機関であり、ほぼすべての社会福祉協議会が併設しているほか、NPO、行政施設、企業がそれぞれの組織内に設置している場合もある。

その後、メセナ・ブームといわれた1980年代後半から90年代初頭にかけては、企業による社会貢献活動が広く浸透した。企業がボランティア活動を行う従業員のために契約をするボランティア保険も登場した。JA共済の「ボランティア活動共済」は1993年（平成5年）に開発されているが、主にJAのボランティア団体向けの仕組みとなっている。

阪神淡路大震災を経験した1995年（平成7年）以降は、地域コミュニティの再構築といった観点から、多くの地方自治体においても独自にボランティア支援施策が行われるようになり、その自治体を契約者とするボランティア保険³⁾も普及していくこととなった。

○これからのボランティア保険の形

30年余りのボランティア保険の歴史を振り返ってみると、開発された当初は、主に福祉の領域における一部のニーズに対応する仕組みとしての色合いが濃かったが、ボランティア活動が拡大するにつれ、ボランティア保険

は多様化してきた。既存の傷害保険・賠償責任保険が社会からの要請に応える形でカスタマイズされてきたといえるだろう。

しかし、現行のボランティア保険では、現代社会のニーズには十分応えきれていないように思われる。ボランティア活動への関心が高まり身近なものとなった今日においてなお、個人契約が認められていないからだ。今般の東日本大震災では、余震や豪雨等に伴う二次災害の危険と常に隣り合わせの状況のなか、瓦礫や粉塵にあふれた過酷な環境下で活動を続けるボランティアたちの存在が大きく取り上げられた。ボランティアの活動支援団体であるボランティアセンターやNPO等を通してボランティア参加する場合には、その団体によってボランティア保険への加入がなされるであろうが、個人の情熱のままに参加したボランティアの場合はどうだろう。助け合いの意思を持った個人自らが契約できる、新たなボランティア保険の登場を期待したい。

— JA共済「ボランティア活動共済」の概要

●共済の仕組み

ボランティア活動を行っている団体に所属しているボランティアが活動中に生じた事故によって、①活動者本人が死亡したり、負傷したとき（傷害保障）、②他人を死亡させたり負傷させたり、あるいは他人の財物に損害を与えたりしたため、損害賠償責任を負担したとき（賠償責任保障）の保障を行う。

●加入申込人（加入できる団体）

高齢者、身体障害者または農業者を対象としたボランティア活動を行っている団体で、ボランティア団体・グループに属している者のうち、実際にボランティア活動に従事する者が10人以上いる団体

●被共済者

- ・ 傷害保障部分
ボランティア団体の構成員
- ・ 賠償責任保障部分
ボランティア団体、ボランティア団体の構成員

●対象となるボランティア活動

- 次の条件を満たす、ボランティア団体が計画し実施する活動
- ・ 福祉または地域づくりを目的とすること
- ・ 高齢者、身体障害者または農業者を対象とする福祉活動一般および自然・環境保護、文化の発展・向上や農業の維持・発展を通じた明るい地域づくりを目的とした活動

- ・ 非営利の奉仕活動であること
- ・ 対価を求めない自発的な奉仕の精神にもとづく活動

●保障内容

- ・ 傷害保障部分
死亡、後遺障害、重度後遺障害費用、部位・症状別治療
- ・ 賠償責任保障部分
対人賠償損害、対物賠償損害

●共済金の支払い条件と支払額

共済金の種類	支払い条件	支払額
死亡共済金	災害を受けた日以後200日以内に死亡したとき	1000万円
後遺障害共済金	災害を受けた日以後200日以内に約款所定の後遺障害となったとき	1000万円 (限度額)
重度後遺障害費用共済金	災害を受けた日以後200日以内に約款所定の重度後遺障害となったとき (災害を受けた日以後30日以内に死亡した場合を除く)	200万円または100万円
部位・症状別治療共済金	①災害を受けた日以後200日以内に入院、または入院しない場合で5日以上の通院をしたとき	5000円×災害を受けた部位およびその症状に対する約款所定の倍率
	②①に該当しない場合で災害を受けた日以後200日以内に、5日未満の通院をし、治療または施術が完了したとき	10000円
賠償責任共済金 (対人・対物共通)	他人に怪我をさせたり、他人の財物を破損等させたことにより、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担するとき	1億円 (限度額)

「ボランティア活動共済 ご契約のしおり・約款」より

3) 自治体区域内における市民活動（ボランティア活動）中の事故を補償する制度であり、加入申込の必要はなく自治体が保険料を負担している。ただし、自然災害発生時の救援活動は対象としていない場合が多い。